

道北勤医協ながやま医院 院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院では、院内感染を積極的に防止して、患者さんの安全や職員の健康を守る事を目的に、感染制御部門を設置しています。

医師を中心に、感染管理の専任スタッフを配置し、この指針に則り全職員をあげて感染防止活動に取り組んでいます。

また、感染症発生の際には、感染の拡大防止のため、その原因を迅速に特定し、制圧・終息を図るために病院全体で取り組みます。

2. 院内感染対策のための組織及び体制に関する基本的事項

当院における医療関連感染防止対策を総合的に推進するために、院内感染対策部門を設置し、月1回定例委員会を開催します。

構成員は、医師部門、看護部門、事務部門の責任者により構成されており、感染防止対策について討議・検討・決定をします。

また、院内における感染防止対策として、週1回院内ラウンドを実施します。

年4回、他病院との感染対策に関する合同カンファレンスに参加します。

当院は、外来感染対策向上加算を取得しており、旭川市内の病院（旭川厚生病院）とのカンファレンスを通じて、感染対策向上に取り組めます。

3. 院内感染対策に関する職員研修に関する基本方針

院内感染対策に必要な基本的な考え方や、知識・技術などの向上を図るため、職種横断的な参加のもと感染防止対策研修会を年2回以上開催します。

また、必要に応じて随時開催します。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他に、インフルエンザ等の日常的に発生する感染症を把握し、対策の検討と現場へのフィードバックをしています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生または疑われる場合は、感染防止対策チームが迅速に対応します。制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報処理を適切に行い、必要に応じて緊急対策等を講じます。

報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告・連携して対応いたします。

6. 抗菌薬の適正使用に対する基本方針

厚生労働省健康局結核感染課作成の「抗微生物薬適正使用の手引き」を踏まえ、処方を行います。また、旭川厚生病院から助言を受けて適宜処方内容を点検し、見直しを行います。

7. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この取組事項は当院ホームページ上に公開し、また、院内に掲示を行うことにより閲覧することができるようにします。

8. その他院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため、「感染対策統一基準」を整備し電子カルテ上で共有します。「感染対策統一基準」を改訂した場合は職員へ周知徹底します。